

旅館業法施行条例の一部改正案

1 改正の理由

三重県では、旅館業法に基づき、旅館業法施行条例において、営業施設における構造設備の基準や宿泊者の衛生等に必要な措置の基準等を定めています。

今般、旅館業法の一部改正並びに同法施行令及び施行規則の一部が改正され（施行日：平成30年6月15日）、構造設備基準等が見直されたことに伴い、下記のとおり旅館業法施行条例の見直しを検討しています。

2 条例案の概要

(1) 各営業施設に関する構造設備の基準について

・玄関帳場の要件の見直し（受付台の長さ：1.8メートル以上、周辺の広さ等）

(2) 衛生に必要な措置の基準について

・玄関や玄関帳場、廊下等の照度について、数値規制を廃止

(3) その他必要な規定を整理します。

3 今後の予定

パブリックコメントを実施した後、平成30年2月定例会議に条例改正案の提出を予定しています。